

連載

多摩の
金融史

28

明治期の多摩の特定郵便局

田中 光



はじめに

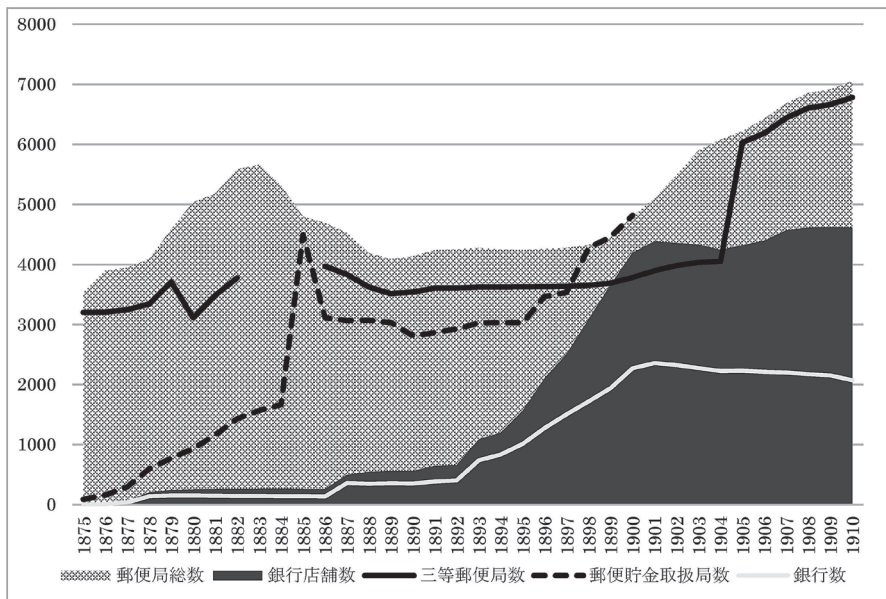
連載のテーマは多摩の金融史であり、郵便局と言うと金融とはまるで関係ないもののようにも思われがちである。しかし、郵便貯金、郵便為替、簡易保険といったものを思い浮かべれば、郵便局もまた地域の中で金融機能を担う組織の一つであることはご納得いただけるものと思う。

郵便局は二〇〇八年に郵政民営化により営利企業になるまで、銀行のような民間企業とは異なる、国営による非営利組織だった。その一方で、現在は特定局と呼びならわされる一般的な郵便局は長年、国営の官署であると同時に、その郵便局の局長による一種の自営業としての事業でもあった。現代におけるコンビニエ

ンスストアのフランチャイズ制に近いと言うべきか、戦前日本の地域社会の中での郵便局は、各地で郵便取扱役という公的業務を引き受けた人物が、政府から固定経費を渡されつつも自分の土地家屋を使って実質的に独立採算で経営する、公務員というよりは自営業者のような事業として経営されていた。

日本の銀行制度は一八七二（明治五）年の国立銀行条例制定を元に渋沢栄一を頭取とする第一銀行が一八七三年に設立されたことから始まったが、一八九〇年代までそう多くの銀行は設立されなかった（図）。一方で郵便局は一八七四（明治七）年に郵便為替制度、一八七五年には郵便貯金制度を開始しており、店舗数の関係もあり民間銀行よりいち早く幅広い庶民への金融制度利用機会を提供していった。

図 明治期の三等郵便局数と銀行数



注：1882年までの三等郵便局数は五等郵便局数、1905年以降の三等郵便局数には無集配局を含む。一時的に貯金取扱局数が郵便局総数を超えている時期があるが詳細は不明、臨時取扱局などを含んでいる可能性がある。銀行数＝国立銀行＋私立銀行、銀行店舗数＝銀行数＋支店数（ただし1894年は私立銀行の支店数が不明のため前年度の数値を使用）

出典）統計局『日本帝国統計年鑑』各年度版、郵政省編『郵政百年史資料』第30巻、郵政統計資料（1968）より作成。

そもそも、一九〇〇年頃まで日本の財界人の多くは、個人からの零細貯蓄の収集はコストに利益が見合わないと判断し、銀行は預金収集に熱心ではなかった。これは、そもそも日本の前近代には預金という金融システム、すなわち預金を金融機関の資金源として第三者への貸付とすることで信用創造を行うという金融の方法そのものがなかったため、誰もその有用性に当時気づいていなかったものと考えられる。

とはいえ二一世紀現在の日本では、むしろ銀行は他の金融機関と預金シェアを巡る競争を行っているものと考えることが普通である。民間銀行が富裕層以外の大衆からの預貯金を自らの資金源として認識するに至ったきっかけはいつ頃、どこにあったのか。それを考えるにあたって、一九〇〇年頃から全国的に普及し、日本人全体の貯蓄性向を高いものに

変えるきっかけとなった郵便貯金制度の成長は無視できないものである。つまり、日本全国に設置された小規模な特定郵便局の経営とその定着は、日本の金融システム全体にとって大きな意義を持っていた。

一 特定郵便局制度の誕生

日本の金融システム全般に大きく影響を与えた郵便局が、普及し定着していく過程はどのようなものだったのだろうか。一八七一（明治四）年、それまでの飛脚や伝馬制度を新たに代替する国営の通信・運輸事業としての郵便制度が発足した。これは全国に一律で同一の通信・運輸サービスを提供しようとする事業であり、したがってそれまでに存在しない郵便局という設備を日本全国に設置し、そのための事務処理や会計事務、金銭管理が可能な人材を確保する必要があった。本来ならそれだけの設備投資と人件費には多大な費用がかかる。しかし当時の明治政府新政権は、これを民間人材のほば無給での任用と彼ら自身の私的設備の無償利用という形で強引に解決する方針を取った。代わりにこの郵便取扱人、すなわち郵便局長を、準官吏

に命じて名誉を与える、という形式にした。

こうした地方の小規模郵便局、後の特定局は一八七三年の時点で既に一二〇〇軒以上に及んだ。この制度が現場でその担当者である民間人に多大な重圧をかけていること、報酬があまりにも業務負担の量に見合っていないことは政府も理解しており、本来であればもっと給料の高い正規の官僚が担うべき業務量をこなしている繁忙な郵便局が存在することも把握していたが、資金のない明治政府はこの名誉職形式での郵便局長の確保をやめなかった。

もともと、完全に私的経営として損失しかない業務だったのであれば、全国各地で誰もが持続して郵便局長業務を担うことはできなかっただろう。こうした特定局長は、そもそも農業や商業などを地域で本業として営んだ上で副業として郵便局長業をやっていた。しかし労力と時間を郵便局長業に多く割くことになれば、本業の経営にも支障が出る。副業として何らかのメリットがなければ責任の重い業務を続けることは難しいだろう。いったい何からの利益や収入が地域の郵便局長の経営を支えていたのだろうか。

その答えは郵便局が業務として販売する切手の売上にあつた。明治の前半期、切手販売額の一割は手数料として、特定郵便局長の収入になつたのである。一八九九（明治三二）年には手数料割合は五％に減額されたが、その後第二次世界大戦後の一九四八（昭和二三）年まで、切手売上（および収入印紙販売売上）による手数料収入は特定郵便局長にとって重要な収入源でありつづけたといわれる。

また、一八七五（明治八）年から始まつた郵便貯金制度は、当初はその業務取扱を行うかどうかは各郵便局の任意とされていたため取扱局数がなかなか伸びなかつた。そのため政府は取扱局増加を図り一八七八年には郵便貯金取扱回数増加に応じて一回ごとに一銭の手数料が郵便局長個人に入るように制度を設計した。回数だけを対象にする報酬では不正が発生したのか、一八七九年には一回あたり三厘、一局における貯金総額に対して〇・二％の手数料を設定し直している。これによって、郵便局長が地域コミュニティの中での貯蓄奨励運動の積極的な主導者、賛同者となる道筋がつけられていった。

二 一八八五年以降の制度改編による動揺

こうして業務量に見合つた給与そのものは払われなままではあつたものの、各地域の郵便量の増加、すなわち地域経済発展に伴つて増える通信・運輸に必要な切手販売額の増加が、局長の個人収入に結びつけられていたことで、明治初期の郵便局は全国に展開していくことができたと考えられる。

しかし一八八五（明治一八）年頃から始まつた郵便制度に関する様々な制度改編は、こうした地域の現場での郵便局の展開に動揺をもたらすことになつた。なお制度改編が行われた理由は、明治政府自身が当時内閣制度を発足させようとしたことに伴う中央官庁全体の制度再編によるものであつたため、当時の郵便局を管掌していた官庁である逓通局がその動揺を狙つていたとは考えられないことには留意が必要である。

この時期の制度改編に伴つて、それまで逓通局が自ら管理していた郵便貯金の資金運用権限はすべて大蔵省に移管されたため、その後の郵便貯金の成長と共に巨大になつていった資金は第二次世界大戦後には財政

投融资システムとして第二の国家予算とも呼ばれるような重要なものになったが、まだそれほど郵便貯金が成長するとは誰も考えていなかった時代のことである。

特定郵便局制度の安定にもっとも動搖を生じさせた制度改編は、一八八五年六月、すべての郵便局に対して郵便貯金業務を取り扱うようにと指令したところから始まった。全郵便局での郵便貯金の取扱の義務化、この政策は一時的には全国に広まったが(図)、結局のところ貯金取扱を停止する局のみならず廃業する郵便局自体も多数現れたため、失敗に終わったと言える。なぜなら政府は郵便局への貯金取扱の義務化を命じると同時に、郵便貯金を取り扱うのならば五〇円から一五〇円の現金・土地または公債による保証品を政府に提出することを義務づけ、さらには三〇〇円以上の土地家屋を有する身元引受人を指定しろと唐突に郵便局長に命じてきたからである。

当時の日本経済の中で、これはどれほどの資産を要求するものだったのだろうか。時期は少々下るが比較として一八九〇年に行われた初の帝国議会選挙の選挙権が直接国税一五円以上の納入者のみに限られてお

り、これが全人口の1%にすぎなかったことから考えたい。当時の直接国税は多くが地租、すなわち土地家屋、不動産資産に対する税金でなりたっていた。当時の地租は二・5%のため、直接国税一五円であれば六〇〇円以上の土地を所有していたことになる。なお、一九〇〇(明治三三)年の改正によって選挙権は直接国税一〇円以上の納入者となり、当時の地租は三・3%のため約三〇〇円以上の土地所有者を意味し、これが全人口の2%である。

つまり、当時の特定郵便局長が見つけてくるように要求された身元引受人は全人口の2%程度しか存在しない資産家であり、それに加えてその半分に相当する資産を持っていることも郵便局長自身に要求されたのである。果たしてそれだけの資金を有する郵便局長とその保証人が、全国津々浦々どの地域でも簡単に見つかるものであったかどうかを考えると、かなりの困難が推測される。

こうした厳しい条件が課された結果、一八八五年以降一八九〇年代まで、それまで順調に増えてきていた郵便局数は伸び悩むどころか減少傾向に陥った(図)。

なお、当時は企業勃興と呼ばれる時期であり、民間銀行の設立が相次いだ時期でもあった。郵便貯金業務取扱のために政府に保証金として提出を求められた五〇円から一五〇円の資産があれば、実行可能な民間投資は他にも多彩にあった時代であっただろう。

この時期には郵便局長を辞め、民間銀行経営に乗り出す人材が続出したことが指摘されている（杉浦一九八六）。当時民間に大きなビジネスチャンスがあったという前提があるとはいえ、曲がりなりにも名譽ある職であった郵便局長が続々と職を辞していく背景には、政府から現場への状況を理解していない無茶な金銭的要求があり、それに対して現場が愛想を尽かしたという側面があったといえるのではないだろうか。

なお政府はこうした現場の郵便局長の離脱に危機感を覚えたのか、一八八五年九月には郵便貯金に関わる経費を局長が私費で補填した場合にはその資金に利子を付与（年利約一％）するなど、懐柔策を実施している。この措置によって郵便局長には少なくとも、私費を他業種へ投資するか、郵便貯金取扱のために担保を差し出してでも郵便局長業を続けるかを、投下する

資金に対する利益率ベースで比較することが可能になったといえる。

また、一八八六年には郵便局長に対する年額手当が再設定され、繁忙と考えられる等級の高い郵便局長に対しては、最大年額四〇〇円の給与が与えられることになった。もともと、低ランクの局長に対しては月額一円を切るような給与が設定されたままであり、高額給与の可能性の提示は、一部の繁忙局の局長を引き止めるための釣り餌的なものであったとも考えられる。

一八九〇年代後半に入ると郵便局の減少には歯止めがかかるが、この間に郵便局長業による収入と他産業での起業・投資による収入を天秤にかけた人々がそれぞれの道を選択していったものと考えられる。

参考までに一九二〇年代の局長たち（当時は特定郵便局ではなく三等郵便局と言った）によれば、「従来三等局長と言えば、収入と言うよりは、其地位に満足して居ったのであるが、近來はそうした考え方が少なくなつて來た。管内の状況を見ても交通の不便なもの、世の文化に遠ざかつて居るもの程、寧ろ成績が良い、私共偶々行つて見ましても感心に仕事をやつて居る所

がある。それは殆んど皆交通不便な田舎であります、漸次交通便利な処に参りますに従つて成績が悪くなつて居る：報酬が非常に薄い為めに罷める者が多い」

『特定局大鑑』一九五〇」という認識があつた。

つまり等級の高い郵便局長は給与は高くとも業務多忙であり、またその地域の経済活動が活発であるため、郵便局を辞めて銀行業など他業種での起業や投資活動を行った方が経営利益を見込める状況にあり、一方で等級の低い郵便局長は地域として経済活動が活発でないために業務が少なく給与も低く、しかし他の事業での投資や起業での成功も望めないために、少なくとも安定した職ではある郵便局長業を続けるようになったと考えられるのである。

一九五〇年時点での特定局長たちからも、郵便局長業は「居ながら仕事ができ、所得は少くとも世間体はよし、勤続すれば位階勲等も授けられて、家に箔がつき、子供の縁談にも歩が良くなる、普通なら伴に継がせることも出来る、又人によつては政治関係や世間のイザコザから逃避も出来るというわけで、先ず中流どころでは逃え向きの仕事といった商品価値」のもの

であつたと評価されている。他にビジネスチャンスの多かつた地域では他業種に人材が流れていったが、費用対効果としては相対的に低収入であつても地元での安定を指向する地方名望家層こそが、郵便局長業を家業として残つていったものと考えられる。

三 多摩の郵便局の展開と拝島郵便局の事例

それではこうした郵便創業期から郵便局の減少期を経て二〇世紀に入るまでの郵便局制度確立期、多摩地域における郵便局の展開はどのようなものであつたのだろうか。

表を見ると、一八八五年に廃業した郵便局は多摩地域でも複数あつたことがわかる。当時突然すべての郵便局長に要求された金銭・家屋の政府への抵当差し出しは、かなり無茶な政策であつたことが多摩地域の事例からもうかがえる。

また、公的書類上は廃止になつていないが、実質的に何度か廃業された郵便局もあつた。拝島郵便局の事例を見てみよう。

拝島郵便局は一八七五（明治八）年五月一五日に旧

表 明治期の多摩地域の郵便局の展開

郡	地名	開設年	郵便取扱人名	備考
北多摩	府中	1872	矢島九兵衛	戸長、旅籠屋
	布田	1872	箕輪十郎右衛門	
	田無	1872	下田半十郎	戸長
	下布田	1873	粕谷有隣	元戸長
	小川	1873	小川弥次郎	1875年廃止、村会議員、小平村人民惣代(1895年)、武蔵興業鉄道発起人(1896年)
	砂川	1873	宮崎五百里	1874年廃止、砂川村長(1890年)
	熊川	1874	(不明)	1875年廃止
	拜島	1875	白井留兵衛	旧名主、養蚕家
	中藤	1878	渡辺市太郎	1879年廃止
	小川	1880	森田薦吉	
	上石原	1883	箕輪庫之助	
	布田	1892	原雄一	町会議員、後に町長
	小平	1893	(不明)	
	立川	1902	中島治郎兵衛	郡会議員、名主・門閥家
国分寺	1908	小柳九一郎	戸倉新田外九カ村戸長、村会議員、国分寺村長(1897年)	
西多摩	青梅	1872	丸山安兵衛	
	五日市	1872	内山蔵之助	副戸長
	氷川	1877	清水庄五郎	
	箱根ヶ崎	1879	村山為一郎	1885年廃止
	羽村	1896	島田源兵衛	豪農
	檜原	1900	吉野郡次	近世期檜原村累代の里長
	沢井	1902	小澤太平	三田村村長、沢井村戸長(1879年)、青梅銀行頭取(1885年)
	箱根ヶ崎 福生	1905 1911	志村金太郎 田村幸三	荒物商、村会議員(1897年)
南多摩	八王子	1872	川口七郎兵衛	名主、八王子宿の四名家、第33区戸長(1872年)
	日野	1872	佐藤彦右衛門	日野本郷名主
	原町田	1872	武藤七郎兵衛	戸長
	小野路	1875	細野政篤	村用掛、1885年廃止、質屋営業(1897年)
	町田	1890	(不明)	
	小野路	1902	橋本政清	
	恩方	1902	中島仙助	酒造、村会議員(1897年)
	浅川 八王子八幡町	1905 1905	鈴木淳一 西川定吉	織物業、蚕業・茶製造、寺惣代(1897年)

出典) 近辻喜一「多摩の郵便」『郵便史研究』(第17号、2004年)表1、および山田兼一郎(たましん地域文化財団)が柴田勇之助『武蔵国三多摩郡公民必携名家鑑』(1897年)などを元に行った調査(2024)から作成

名主であり拜島戸長を勤めていた白井留兵衛が郵便取扱役を兼任することで開局した。局舎は就任の直前五月一二日に完成したとのことで、自宅ではなく別途自宅敷地内に建屋を設けたものと考えられる。つまり、白井家にはこの郵便局業務のために、私費で建物を建設できるだけの資金があった。

白井家の富裕性については、以下のような評価が残っている。

先代は幕府の大奥に納める呉服屋の総本締で或る時吉原の大門を締め切っておいらんを総拵げし配下の者も豪遊させたと言う程の身代で留兵衛さんの時はすでに下り坂であったがそれでも留兵衛さんの嫁は長岡（現西多摩郡瑞穂町）の清水弥平次大尽から来て嫁入道中の家々に一軒残らず酒を振舞ったと言う話だ（『拜島郵便局の百年を語る』一九七五年）

一八八三年には初代局長の白井留兵衛の息子である白井一郎が局長職に就任し、一八八五年一月三〇日には拜島局も郵便貯金の取扱を開始したが、一八八六

年四月一日には再び郵便貯金事務取扱を廃止した。その上、六月一日には先代局長であった白井留兵衛が局長に復職している。この過程で白井家の中でどういった判断が行われたのかはわからないが、郵便貯金取扱に伴う資産の抵当差し出しや身元引受人の設定を巡って、白井家の中で改めて郵便局業務に関して再考が行われたことは間違いない。

拜島郵便局は一八九四年一月一日から、改めて為替・郵便貯金事務の取扱を再開したが、一八九七年の時点で白井留兵衛の主要事業は養蚕、土地資産は一〇〇〇円（地租二五円）と、かなりの資産家であった。しかし一九〇七年二月一七日には局長白井留兵衛は高齢（当時六二歳）を理由に辞意を表明し、辞任した。この事態に拜島村の村会では、このままでは「局が無くなってしまいそうだ」と議員さんが心配した」という状況になったという。

この時点で白井局長による郵便局業務の遂行に関しては、監督官庁が来て帳簿を監査した際に帳簿が合わず、局近くの荒物屋に白井家の娘が行っては小銭を借りてきて臨時に凌ぐなどの杜撰な会計事務処理が見ら

れ、「成績が悪いから拝島の局は潰してしまえと言うことになった」という悪評が立っていたことが知られる。そのため、村役場で村会議員が議論した結果として「臼井留兵衛さんの家でやって居たいことは居たいが」臼井家の家業としてそのまま郵便局業務を行わせることは不可能だという判断に至り、局舎の変更を伴って、新たに宮岡与吉が郵便局長に就任する流れとなった。

もともと一九〇七年末の宮岡新局長の就任に新局舎の建設は間に合わず、村内の「島田屋」の一角を間借りして業務が行われた。宮岡与吉の自宅という動きもあったが、その試みは断念された。宮岡局長はこの後、局長就任から二年も経たずに辞任の意志を表明したため、改めて村会議員が村役場に集まって後任を誰に任せるか相談することになったという。

なお、宮岡与吉は一八九五年時点で地租一五円以上すなわち土地資産六〇〇円以上を有することが記されており、臼井家ほどではないが資産家であることが判明している。また一九〇〇年に設立された拝島産業銀行（資本金六万円）の取締役にも就任しており、一九

〇七年の郵便局長就任時点で、宮岡与吉は地元の銀行業と郵便局長業を兼任していたことになる。兼業の禁止がなされていない以上、郵便局長が銀行役員を兼ねているも制度上の問題はないが、郵便局内では他業者の預貯金や為替業務を行ってはいけない禁止規定があったため、宮岡局長の自宅で郵便局業務を行うことが断念された可能性がある。

このように地域社会の現場では銀行業と郵便局長業が近い人材、ともすれば同一人物によって兼ねられることがあった。しかし宮岡局長の短期間での局長辞任に見られるように、銀行業で必要な職務に就きうるだけの資産を持つ者にとっては、郵便局長業より銀行役員が選ばれる場合が多かったと推測される。

こうした中、一九〇九（明治四二）年六月一日に榎本亀太郎が新たに自宅を局舎に提供することで、拝島郵便局は移転して存続することとなった。「仕方なく宮岡さんが後を引受けたがこれも永続させず誰もやり手が無くて拝島局が無くなってしまおうと言う騒ぎに成った。それで村会が集まって協議した結果榎本亀太郎さんが私がやりましようと言ったので拝島局が無くな

ってしまう所を存続することに成ったので一同大変嬉んだ」（『拜島郵便局の百年を語る』）という。当時の郵便局長業は地域の中で、誰かが引き受けなければならぬ重荷として意識されていたと言えるだろう。

榎本亀太郎は自宅の庭に改めて局舎を建設し、局内の事務は局長の実子である榎本高亮が担当した。高亮は一九二一（大正一〇）年に拜島局長に就任しており、さらにその実子良三は、第二次世界大戦後にこの拜島郵便局長に就任している。拜島村では榎本家の実質的な家業として三等郵便局長業が相続されていた。ただし家族だけですべての局内業務を賄ったのではなく、初期から事務員雇人として二名が外部から雇われている。

当時の窓口取扱時間は午前六時から午後一〇時であったと村民には認識されており、「時間はあったが家の人々が内々で事務を取っていたのでかなり永い時間抜けて呉れた」として、実質的に営業時間の設定は無いに等しい自営業的なものであったと考えられる。

なお、榎本亀太郎は一九二二年に局長を辞した後、一九二五年には地元で蚕種製造会社である豊成館を経

営するに至っている。一八九七年時点でも榎本亀太郎は蚕種製造業を営んでいたことが知られており、地租六円を納税すなわち土地資産二四〇円を有していたことから、元より榎本家の本業としての蚕種製造業があり、その経営の基盤の上に郵便局業務が追加されたことがわかる。また、村会議員を勤めるなど村内での地方名望的な立ち位置にいることは間違いないものの、資産規模の面から見るとそれまでの臼井家・宮岡家と比べて相対的に小規模であった。

榎本家にとつての郵便局長業はどういったものだったのだろうか。切手販売はどれほど意識されていたのだろうか。なお、全国的な貯蓄奨励政策の一環として、郵便貯金では一九〇〇年から切手貯金と呼ばれる、台紙に切手を貼り付けることで貯金ができる制度が開発された。これは小学校教育の中に取り入れられ、幼いころに貯蓄習慣を身につけた当時の子供たちはその後、日本のいわゆる「貯蓄の伝統」というものを築いていく。とはいえその制度はつまり、地域の郵便局長にとつてみれば、切手の売上・郵便貯金の回数、総額、そのすべてを上昇させる、手数料収入の二重取りが可

能なビジネスチャンスだった。

一八九三（明治二六）年生まれの元拝島村長和田清秋が幼少期のことを回想して語ったところによると、
拝島郵便局は一九〇〇年の切手貯金制度開始以降、確かに切手貯金制度利用の励行を行っていたことがうかがえる。

私が学校へ行って居た明治三十四年頃ですが無駄使いをしないで局へ一銭もって行つては切手を買つて来ていた。学校が終ると局から台紙というのが来ていて一銭もらったのを菓子を買はないでその台紙にはった。二十枚になると通帳に二十銭と記入する。私は余りやらなかったが他の生徒はよくやった。当時の貯蓄奨励であった（『拝島郵便局の百年を語る』）

多摩地域の郵便局の廃止や移転、拝島郵便局のこうした具体事例からは、ともすれば利益度外視の名誉職と見なされていた地域の郵便局長もれっきとした自営業者の一人であり、地域のビジネスチャンスを逃さない人達であったことがうかがえる。また、こうした経

営者的な視野こそが、地域の金融や投資を支え、地域経済全体の活性化を担っていたと言えるだろう。

【参考文献】

杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立―日清戦後の郵便貯金の展開とその性格―」『社会経済史学』第五二巻第四号、一九八六年

田原啓祐「戦前期三等郵便局の経営実態―滋賀県山上郵便局の事例より―」『郵政資料館研究紀要』第一号、二〇一〇年
近辻喜一「多摩の郵便」『郵便史研究』第一七号、二〇〇四年



たなか ひかる

中央大学経済学部准教授

川崎市在住